



「しずおか葵プレミアムAWARD2019」認証 申請要領

申請期間 平成31年4月15日（月）～令和元年5月31日（金）

「しずおか葵プレミアムAWARD」とは

ブランドコンセプト

市民が選ぶ静岡市逸品

目的・概要

静岡市民が「100年先まで大切に残していきたい商品」として選ぶ逸品を静岡市地域産業振興ブランド「しずおか葵プレミアムAWARD」として市が認証し、広くPRすることでシティプロモーションの推進を図るとともに、挑戦する企業を多角的に支援し、もって本市経済の活性化を図ります。

目指す姿

- (1) 「静岡市民が誇りに思うブランド」として市内外において認知・支持されていること。
- (2) 認証品を手にとった人が、本市を魅力的な都市として連想すること。
- (3) 認証事業者が当ブランドに認証されたことを契機にさらなる活躍をし、地域経済の発展に貢献すること。

申請について

(1) 申請資格

次のいずれかに該当するものが企画し、及び販売する商品であること。

- ① 市内に居住する個人事業者であって、静岡市の市民税を完納しているもの
- ② 市内に主たる事業所（本社又は開発機能を有する工場に限る。）を保有する法人又は団体であって、静岡市の法人市民税を完納しているもの

(2) 対象商品

- ① 次の部門のいずれかに該当する「BtoC（一般消費者向け）商品」であること。
ア 食品部門（一次産品を除く加工食品、飲料品）
イ プロダクト部門
- ② 販売を開始した日から3年以上経過した商品であること。

- ③ 次のすべてを満たす商品であること。
- ア 主に市内の資源を活用して企画し、及び販売する商品であること。
 - イ 関連法規や業界によるガイドライン基準等を満たす品質を有する商品であること。
 - ウ 一般生活での消費又は使用に耐える品質、性能、安全性を備えた商品であること。
 - エ 法令等の規定により求められる事項が正確に表示された商品であること。
 - オ 他社との間に紛争が生じていない商品であること。

(3) 申請方法

- ① 次の書類に必要事項を記入の上、下記送付先まで送付または持参してください。
- ア 静岡市地域産業振興ブランド認証申請書兼誓約書
 - イ エントリーシート（食品部門、プロダクト部門のうち申請商品と合致するいずれか）
 - ウ 添付書類
（個人事業者）
 - ・住民票
 - ・直近2年間の確定申告書の写し
 - ・直近2年間の市民税納税証明書（法人又は団体）
 - ・当該法人又は団体の概要が分かる書類（定款、規約、会則、構成員名簿等）
 - ・直近2年間の決算書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書等）
 - ・直近2年間の法人市民税納税証明書

【送付先】

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 清水庁舎5階
静岡市 経済局 商工部 産業振興課 企業立地係 TEL：054-354-2407

【提出書類等ダウンロード】

提出書類等は「しずおか葵プレミアムAWARD」専用ホームページからダウンロードできます。（<https://aoipremium.com/>）



- ② 1次審査用として、申請する商品（現品）を下記のとおり搬入してください。
- ア 搬入日 **令和元年6月28日（金）15:00~17:00**
 - イ 搬入先 静岡市駿河区曲金三丁目1番10号 ツインメッセ静岡中央棟3階
 - ウ 食品部門
 - ・実際に流通する仕様で1点提出し、さらに審査委員5名分の試食用として適した数量・状態のものを提出してください。（シリーズ商品の場合はすべてを1点ずつ）
 - ・賞味期限が短いもの、要冷蔵のもの、直前に調理等が必要なものなどについては、事前にご相談ください。
 - エ プロダクト部門
 - ・実際に流通する仕様で1点提出してください。（シリーズ商品の場合はすべてを1点ずつ）
 - ・サイズが大きいもの等については、事前にご相談ください。

※上記搬入日に搬入が難しい場合は、事前にご相談ください。

(4) 申請期間

平成31年4月15日（月）～令和元年5月31日（金）※必着

(5) その他

- ① 申請料は無料です。
ただし、申請及び審査に要する費用（書類作成、通信運搬、審査用商品・試食等）は申請者の負担となります。
- ② 申請商品数に制限はありません。
- ③ 提出書類等の記載内容については、目的外には使用いたしません。

(1) 審査方法

「しずおか葵プレミアムAWARD」の認証商品は、次の2段階の審査を経て確定します。

- ① 1次審査：専門委員会において、提出書類の内容及び現品について審査します。
- ② 2次審査：市民投票の実施及びその結果を踏まえた専門委員会の協議をもって審査とします。

なお、審査はすべて部門ごと（「食品部門」「プロダクト部門」）に分けて審査されます。
審査の日程及び審査委員、審査項目は以下のとおりです。

(2) 審査日程（予定）

- ① 1次審査：令和元年7月1日（月）
- ② 2次審査：令和元年8月20日（火）～12月中旬
※市民投票期間は令和元年8月20日（火）～10月31日（木）

(3) 審査委員 ◎…委員長、○…副委員長

氏名	所属
◎ 北條 規	大正大学 地域構想研究所 教授 株式会社ものづくり研究所 代表取締役
土居 輝彦	株式会社ワールドフォトプレス 編集局長
青島 舞友	L-AND株式会社 代表取締役社長
石垣 元	株式会社静鉄リテイリング 経営企画部経営企画課 課長
検討中	

(4) 審査項目 ★審査に関する詳細の内容は「審査要領」をご覧ください。

《必須項目》

- 「品質性」評価
【評価項目】申請資格、法令順守、安全性、表示について、係争の有無

《評価項目》

- ①「地元性」評価
【評価項目】物語性、市内での定着度、販売実績、原料
- ②「独自性」評価
【評価項目】開発・改良の秘話、機能性、情緒的価値、技術、稀少性、安定供給、ターゲット設定、独創性
- ③「積極性」評価
【評価項目】販路開拓、商品改良、増産、ブランドへの貢献、事業継承
- ④「魅力性」評価
【評価項目】その他の魅力、将来性

認証決定発表について

- ① 審査後、2週間程度を目途に、書面にてお知らせします。
- ② 外部への公表及び認証式は以下の日程で行うことを予定しています。
【認証式日程（予定）】 令和2年1月下旬

認証の取消しについて

認証の取消し要件について

次のいずれかに該当する商品は、認証を取消すことがあります。

- ① 「申請資格」「対象商品」に掲げる要件を欠くにいたったとき。
- ② 虚偽の申請により認証を受けたとき。
- ③ 認証商品の販売を1年以上中止し、又は廃止したとき。
- ④ 認証商品にかかる事故等により重大な被害が発生したとき、又は当該事故等を解決するために講じた措置が不適切であるとき。
- ⑤ その他、認証を取り消すべき事由が生じたとき。

認証制度の活用について

しずおか葵プレミアムAWARDは、静岡市だけでなく、静岡市民、認証事業者をはじめ、さまざまな立場の方と一緒に作り上げていくものです。

静岡市では、「プロモーション」「販売促進」などの観点から、消費者に認証商品を届ける方法を認証事業者と一緒に考えて、支援していきます。

(1) プロモーション

- ① パンフレットの作成、配布によるPR
- ② 市内イベント等への優先的案内
- ③ 専用HP、市HP、Facebook、広報誌等によるPR
- ④ 報道機関等へのプレスリリース等によるPR
- ⑤ その他、市で実施する事業との連携によるPR など

(2) 販売促進等に向けた取り組み

- ① 市民投票におけるアンケート結果をふまえ、支援方法を検討
 - ② 商品のブラッシュアップに向けたアドバイス
 - ③ 各種商談会等の案内
 - ④ その他、産業支援機関等との連携による支援 など
- ※ 認証商品の特性や認証事業者の意向に合わせて、個別に支援方法を検討していきます。

(3) その他

- ① ロゴマーク使用許可
- ② 市の補助金制度等のご紹介 など